

平成21年 5月18日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18530035  
 研究課題名（和文） 企業の社会的責任と国際法 行動要綱：国際労働法の新しい法源  
 研究課題名（英文） Corporate social responsibility and international law A new source of international labour law  
 研究代表者  
 吾郷 眞一（AGO SHIN-ICHI）  
 九州大学・大学院法学研究院・教授  
 研究者番号：50114202

研究成果の概要：国際労働法の分野においてある程度市民権を持ちつつある「企業の社会的責任」（CSR）が実定法として機能する余地はあるのかどうか、という問題意識を出発点とし、国際公法と国内労働法の二つの観点から実態を分析し、帰納的手法を用いて CSR の法的位置づけを行った。国際公法の視点からソフトローの一つとして、あるいはまた実定法を補完するものとして一定の役割を果たすと同時に危険性もはらむものであることがわかった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	630,000	3,930,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：

- |             |           |                    |
|-------------|-----------|--------------------|
| (1)企業の社会的責任 | (2)国際法の法源 | (3)OECD多国籍企業ガイドライン |
| (4)コンプライアンス | (5)ソフトロー  | (6)国際労働法           |
| (7)ILO      |           |                    |

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 労働法の法源として労働協約や判例が重要であることについては異論がないが、いわゆる企業の社会的責任（CSR Corporate Social Responsibility）を規定した行動要綱（要領）に代表される法令でも判例でもない

もの、しかし、実は法的な機能をはたしているものについての研究は少なかった。OECD や ILO のような政府間国際組織も類似の行動要綱を制定し、それらがある程度の実効性を持つにいたっている。また、技術的な品質管理や工場などの安全基準について ISO（国

際標準機構)を中心とした国際認証制度が確立しているのと平行して、社会(労働)基準についても欧米ではすでにかなり展開が見られる(代表的なものとしてSA8000)。

(2)このような状況の中にあつて、実質的に労働基準を設定する法的文書である行動要綱が持つ法的意義を分析する研究が日本では今までほとんどなされていなかった。他方1990年代のイギリス労働法学会において広く議論された、新しい労使関係規律の方法としての労働法の意義と限界(たとえば、H.Collins 他編 *Legal Regulation of the Employment Relation*, Kluwer,2000)においては、労使関係法における非法律的措置の国内的新展開が議論されている。ただし、そこにおいてもOECDやILOなどの国際文書、またその後発展する各種国内NGOによる活動についての分析はなされておらず、国際法的技法を用いた各種文書の法的意義の分析が要請されていた。

## 2. 研究の目的

(1)たとえば2010年に設定が予想される国際標準化機構(ISO)による国際社会標準(ISO26000)をはじめとするいくつかのコードは、労働法の観点からも、国際法の観点からも興味深い実体になると考えられ、それに代表される国際的なCSR基準の国際法的及び国内法的位置づけを明確にすることが研究目的のひとつであった。それらの実体が国内労働法と国際労働基準(主としてILO条約)にどのような影響を及ぼすかを予測することによって、その来るべき国際社会標準自体の重要性(ないしは問題性)を明確にするという意味があつた。

(2)さらに、主として欧米主導の国内的NGOが現在策定している標準が中国その他

のアジア諸国に当てはめられていくことの問題性を明らかにすることの意義は大きい。なぜならば、技術基準と違って、労働問題を取り扱う基準は適用される社会にゆがみをもたらすことになりかねないからである。

## 3. 研究の方法

(1)労働法体系にとって、企業が独自に設けたり、民間団体が提示する基準を採用したりすることがどのような意味を持つかを解明していった。ラグマーク運動などの消費者主導不買運動に端を発する自主的基準が労働法に与える影響を明らかにした。

(2)OECDの多国籍企業行動要綱とILOの多国籍企業三者宣言という、いわゆる勧告的(宣言的)国際文書が実際に有する意味を国際法源論から分析し、どのような要件が整った場合にそれらが実際効果及びし、それが国際法的にどのような意味を持つかを分析した。

(3)この新しい法技法が世界貿易との関連で利用されるとき(社会条項論的側面)、そこにはどのような問題点が存在し、新たな国際経済紛争を発生させる危険があるかを予見する。とりわけ経済成長が目覚ましいアジア地域における利用がどのような問題を発生させるかということについて、台頭するアジア法概念との関連で分析した。

(4)上記の研究方法を具体的に遂行するため、まずいくつかの実例の分析、日本における実例の調査などを行った。国際法専攻の研究分担者(代表者)は、OECDやILOの各種宣言や行動要綱などの非拘束的文書に現れた企業の社会的責任原則の法的位置づけを試みた。労働法専攻の研究分担者はそれぞれの専門研究の中で同原則が発現する事象を抽出し、労働法体系の中でそれがどのような役割を持っているか、あるいは持ちうるか

ということを解明した。次に、資料および情報を収集するための海外・国内出張を行った。とりわけ韓国、東南アジアに複数回出張し、欧米系 NGO などが展開している CSR 認証活動を調査した。その他、海外での学会で発表をしながら諸外国の研究者と意見交換した。国内においても各種学会、研究会において他の研究者と意見交換するとともに、関連の法律事務所で CSR を扱う弁護士から情報収集した。

#### 4. 研究成果

(1) 初めの 2 年間の研究結果として、CSR 概念に「個人が人としてもっている権利・義務があるように、企業が法主体として持っている権利・義務のうち、社会に対して履行が要求されている義務を、企業が自発的に履行・推進することを対外的に発表し、実施するもの」という暫定的定義が与えられ、その認識の上で本研究の問題提起「企業の社会的責任は国際法源論にどのような影響を与えるか」に答えるべく、最終年度は総括的研究を行った結果、他の一般のいわゆる非拘束的法律文書と呼ばれるものと同じ性質のものであることが分かった。

(2) 研究代表者が分担者として参画した基盤研究 B「国際法における立憲主義と機能主義」(研究代表者・最上敏樹)においても、企業の社会的責任が機能的国際組織 (ILO) の国際立法活動においてどのように位置づけられ、ハードローとしての国際労働基準にどのような影響を与えているかを分析し、上に述べたような結論を得た。他方、前年度に研究代表者が公刊した啓蒙書 (講談社新書「労働 CSR 入門」) の実務界での反響が続き、企業経営に助言を与える業務 (監査法人、社会保険労務士) の中に取りこまれる余地のあ

ることがわかり、実務界との接触の中からもたらに非法律的文書に法源性が高まることが明らかになった。

(3) ILO 本部における聞き取り調査の結果、実定国際法である ILO 条約などの国際労働基準が労働 CSR の台頭によってその地位が脅かされつつあると同時に、利用の仕方如何では逆に強力な補強手段になることがわかった。

(4) アジア諸国では一部の CSR 文書が实际的な企業の行為規範として機能しており、CSR 概念の法的分析がきわめて実践的にも重要であることが解明された。CSR のもつプラスの側面、法の欠缺を補うもの (ニッチの法) として立法過程に一定の役割を果たし、労働行政を補うもの (基準監督行政の補完) というプラスの側面をもつ一方で、運用次第では既存実定法であるところの国際労働基準 (ILO 条約など) や国内労働法規範を素通りにして、実定法基盤を揺るがしかねない危険性を持つものということが分かった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

- ① 野田進、「中国における労働紛争の裁判外解決システム」季刊労働法 224 号、53-62 頁、2009 年 査読なし
- ② 野田進、「就業の『非雇用化』と労組法上の労働者性」労働法律旬報 1687 巻 8 号、6-17 頁、2009 年 査読なし
- ③ 野田進、「あっせんにおける労契法 16 条の逆作用」季刊労働法 223 号、132-138 頁、2009 年 査読なし
- ④ 中窪裕也、「『短時間労働者』の処遇」NBL883 号、58-63 頁、2008 年 査読なし
- ⑤ 中窪裕也、「仕事と家庭の間」NBL874 号、86-91 頁、2008 年 査読なし
- ⑥ 吾郷眞一、「グローバル化時代の国際労働基準の役割」世界の労働 58 巻 1 号、42-47 頁、2008 年 査読なし
- ⑦ 吾郷眞一、「CSR と労働」世界の労働 58 巻 11 号、2-8 頁、2008 年 査読なし
- ⑧ 吾郷眞一、「労働 CSR の日本発世界標準を」

週刊東洋経済（臨時増刊）6128号、  
90-93頁、2008年 査読なし

- ⑨吾郷眞一、「ILOから見た日本の労働基本権問題」国公労調査時報No.544、7-10頁、2008年 査読なし
- ⑩中窪裕也、「定年と雇用延長」NBL886号、98-103頁、2008年 査読なし
- ⑪中窪裕也、「セクハラとパワハラ」NBL870号、69-75頁、2007年 査読なし
- ⑫野田進、「早期退職優遇制度」NBL864号、81-87頁、2007年 査読なし
- ⑬吾郷眞一、「企業社会責任と国際法」（中国語）中外法学（北京大学法学系紀要）、18巻5号、523-529頁、2006年 査読なし

〔学会発表〕（計1件）

- ①吾郷眞一、「国連の経済社会協力のあたらしいかたち — 国際法的観点から」、日本国際連合学会 2008年度研究大会、2008年5月31日、広島修道大学

〔図書〕（計6件）

- ①吾郷眞一、「労働CSRと国際労働立法」（大沼保昭還暦記念論文集「国際法学の地平」）東信堂、557-575頁、2008年
- ②柳原正治、「国際法」今村仁司ほか編『岩波社会思想辞典』岩波書店、100-102頁、2008年
- ③吾郷眞一、「労働CSR入門」講談社現代新書、2007年、222頁
- ④吾郷眞一、「労働CSR認証機構の役割」『企業の社会的責任の展開と雇用・能力開発への活用に関する調査研究』（独）雇用能力開発機構、19-26頁、2007年
- ⑤吾郷眞一、「企業の社会的責任（CSR）と国際法」第4章『雇用と能力開発分野における企業の社会的責任（CSR）に関する調査研究』（独）雇用・能力開発機構・（財）日本ILO協会、41-55頁、2006年
- ⑥中窪裕也、「労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇—解説」第4章『基本法コメント・労働基準法（第5版）』（金子征史・西谷敏編、別冊法学セミナー、日本評論社5月、152-156頁、2006年

〔その他〕

ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

吾郷 眞一 (AGO SHIN-ICHI)  
九州大学・大学院法学研究院・教授  
研究者番号：50114202

### (2) 研究分担者

柳原 正治 (YANAGIHARA MASAHARU)

九州大学・大学院法学研究院・教授  
研究者番号：60143731

野田 進 (NODA SUSUMU)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：90144419

中窪 裕也 (NAKAKUBO HIROYA)

一橋大学・大学院国際企業戦略研究科・教授

研究者番号：90134436